

議案第 89 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

介護補償の限度額及び他の法律による給付との調整率を改めるため，提案
するものであります。

調布市条例第 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例（平成14年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「10万4,570円」を「10万4,950円」
に改め，同項第2号中「5万6,790円」を「5万7,030円」に改め，
同項第3号中「5万2,290円」を「5万2,480円」に改め，同項第
4号中「2万8,400円」を「2万8,520円」に改める。

附則第8条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第3項の表障害厚生年金
等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤
師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11
条第2項の規定は，平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後
に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し，適用日前に支給すべ
き事由が生じた介護補償については，なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第8条第1項の表及び同条第3項の表の規定は，適用
日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日

前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の調布市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第2項の規定による介護補償、改正前の条例附則第8条第1項の表の規定による傷病補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び同条第3項の表の規定による休業補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。